



治療と職業生活の両立支援について

【治療と職業生活の両立支援とは？】

社員の皆様が、長期的に治療が必要な疾病等になった場合、休職を取って治療に専念できたり、疾病時にも仕事を辞めることなく、継続して就労していけることを選択肢に入れた制度を整備いたしました。アイビー化粧品独自の制度です。

【窓口・申出が行われた場合の取扱】

窓口：本社 人事部内

人事スタッフは社員の健康障害防止や健康の保持・増進に携わっております。申出を受けた人事スタッフは産業医等と連携し、適切な対応をし、内容に関しまして嚴重に取扱をいたします。

【その他】

治療と職業生活の両立は、対象となる方の状況により、個体差があります。制度の運用・職場の理解・配慮など柔軟な対応が求められますので、所属部署・人事部・産業医などが協力し、取り組むこととします。

【対象となる疾病と制度利用の例】

対象となる疾病の定義は1週間程度のお休み（有給・代休利用）では足りず、長期の休職・勤務時間の考慮などが必要になった場合に利用できる制度となります。

制度利用可否の例

利用可能 ○	利用不可 ×
・悪性腫瘍切除と抗がん剤治療の為、休職と 所定労働の短縮	・インフルエンザに罹患 5日間の有給使用
・切迫早産により産前休暇より前に休職	・日帰り手術の為に3日間の代休使用
・骨折により時間差勤務	・ウイルス性腸炎の為に5日間の有給使用
・心臓疾患により3か月の入院後通常勤務 など	など

※療養に必要な期間を満たしていても、制度の対象とならない場合もあります。お申出頂きました内容を確認した上で、制度利用の可否を決定いたします。

疾病等の状態にならないのが一番ですが、仮になった場合には、アイビー化粧品では制度を利用して、治療しながらも継続して就労できる可能性があります！！

平成 28 年 11 月 人事部

